

佐野商工会議所景況調査

(平成19年4月～6月)

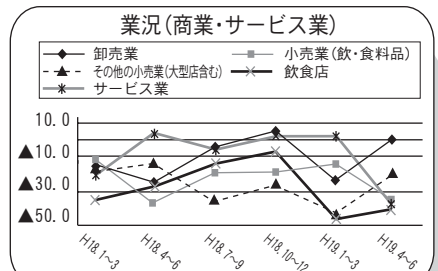
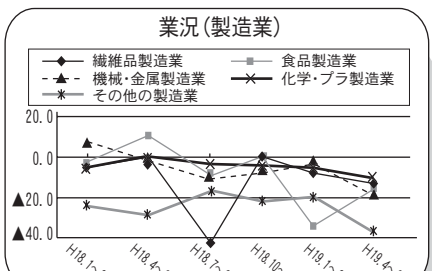
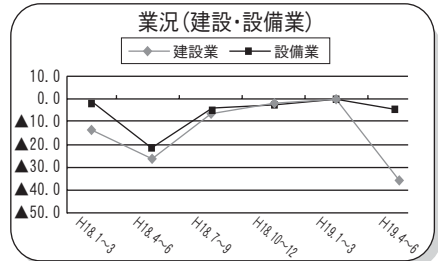
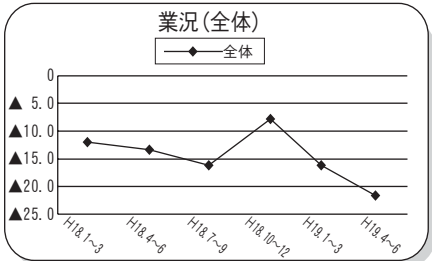
佐野市内の建設業・製造業・商業・サービス業290社を対象に調査した。

☆業況について

全業種のDI指数は▲21.8、前期に比べ6.5ポイント下落した。
業種別では、卸売業のみが0.0ポイントとなっており、その他化学・プラスチック製造業・建設業・飲食店・サービス業など全ての業種についてマイナスポイントとなっている。飲食店が最も低く▲38.2ポイント、次いでその他の製造業が▲38.0ポイント、サービス業が▲37.0ポイント、建設業▲35.7ポイントとなっている。

前期比で見ると、卸売業の改善幅が最も多く24.0ポイント、次いで食品製造業上げ幅22.5ポイント、その他の小売業(大型店を含む)上げ幅22.2ポイントとなっており、逆に建設業下げ幅35.7ポイント、サービス業下げ幅33.1ポイント、その他の製造業下げ幅18.5ポイントそれぞれ下落した。

	全体	建設業	設備業	繊維品製造業	食品製造業	機械・金属製造業	化学・プラスチック製造業	その他の製造業	卸売業	小売業(飲食・食料品)	その他の小売業(大型店含む)	飲食店	サービス業
H18.1~3	▲12.1	▲13.0	▲3.9	▲7.7	▲9.1	4.2	▲6.8	▲23.1	▲23.1	▲11.1	▲18.4	▲32.3	▲23.7
4~6	▲13.3	▲27.3	▲22.5	▲3.9	8.8	▲2.1	▲2.3	▲28.8	▲29.4	▲37.5	▲12.5	▲26.5	3.8
7~9	▲15.4	▲9.5	▲7.3	▲42.9	▲9.4	▲12.7	▲4.6	▲19.0	▲5.9	▲22.0	▲35.5	▲13.0	▲7.9
10~12	▲7.6	▲3.3	▲3.4	0.0	0.0	▲6.0	▲4.5	▲23.1	5.9	▲17.6	▲27.8	▲8.6	3.7
H19.1~3	▲15.3	0.0	0.0	▲8.6	▲36.8	▲4.3	▲7.4	▲19.5	▲24.0	▲16.7	▲43.8	▲45.8	▲3.9
4~6	▲21.8	▲35.7	▲7.3	▲12.7	▲14.3	▲19.0	▲9.5	▲38.0	0.0	▲33.3	▲21.6	▲38.2	▲37.0



◎分析方法【景況動向指数(DI)による】
景況指数は、好況・不況の差を指数にしたものであり、基準指数が「0」で上限限度は、+100・-100となり、プラスは景況の好転、マイナスは景況の悪化をあらわしている。

平成十八年四月一日から施行の改正労働安全衛生法においては、過重労働による健康障害防止措置として、事業者に対し、一定時間以上の時間外労働を行った労働者を対象に、労働者本人の申出により、医師による面接指導制度の創設が義務付けられています。これは、長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものです。

同法では、産業医の選任義務がない小規模事業場(常時五十人未満の労働者を使用する事業場)については、平成二十年四月一日からは、

面接指導制度に関する相談会 (長時間労働者対応)

【相談内容】

- 労働基準法・労働安全衛生法に関する労働時間等の相談
- 長時間労働者への面接指導制度の概要について
- 同制度の適切な運用に向けた企業の具体的な対応策等について

【日時等】
毎月第2・4木曜日 午前9時～正午

【場所】
佐野商工会議所 会議室

【相談員】
社会保険労務士 田村桂介氏

※事前に申込み、予約をお願いします。

労働時間等の相談・面接指導制度の概要・具体的な対応策等

当所で個別相談会開催

平成十八年四月一日から施行の改正労働安全衛生法においては、過重労働による健康障害防止措置として、事業者に対し、一定時間以上の時間外労働を行った労働者を対象に、労働者本人の申出により、医師による面接指導制度の創設が義務付けられています。これは、長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものです。

同法では、産業医の選任義務がない小規模事業場(常時五十人未満の労働者を使用する事業場)については、平成二十年四月一日からは、

面接指導制度の創設が義務付けられています。これは、長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものです。

同法では、産業医の選任義務がない小規模事業場(常時五十人未満の労働者を使用する事業場)については、平成二十年四月一日からは、

掛金の全額所得控除による節税額一覧表 確定申告で、こんなに節税になります!

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額	
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額7万円
200万円	200,000円	104,000円	18,000円	126,000円
400万円	470,000円	304,000円	36,000円	238,000円
600万円	870,000円	504,000円	36,000円	252,000円
800万円	1,270,000円	734,000円	39,600円	277,200円
1,000万円	1,770,000円	994,000円	51,600円	361,200円

※1.「課税される所得金額」とはその年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※2. 税額は、平成18年1月1日現在の税率に基づいています。なお、定率減税は考慮していません。

小規模企業共済制度とは、個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

【制度の特徴】

- ①安心・確実な国の共済制度
- ②掛金にも共済金にも税制上のメリット
- ③ライフプランに合わせた共済金の受取方法
- ④事業資金等の貸付制度も充実

【加入資格】
常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員。一定規模以下の事業組合・協業組合の役員。

【毎月の掛金】
①千円～七万円(五百円刻み)で加入後増額できま

事業主の退職金制度 税制上のメリット満載

小規模企業共済制度とは、個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

【制度の特徴】

- ①安心・確実な国の共済制度
- ②掛金にも共済金にも税制上のメリット
- ③ライフプランに合わせた共済金の受取方法
- ④事業資金等の貸付制度も充実

【加入資格】
常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員。一定規模以下の事業組合・協業組合の役員。

【毎月の掛金】
①千円～七万円(五百円刻み)で加入後増額できま



平成十九年度第二回小規模企業振興委員連絡会議が七月二十日(金)、当所において開催され、振興委員十二名が出席した。

佐野内陸コンテナターミナルの概要について研修

振興委員連絡会議

七月二十日(金)、当所において開催され、振興委員十二名が出席した。

田村専務理事が挨拶後、座長となり議事を進行、平成十九年度栃木県商工会議所小規模企業振興委員研究会集会について、面接指導制度に関する個別相談会につ

す。減額する場合は、一定の要件が必要です。

②掛金は、加入された方ご自身の預金口座振替で納付していただきます。

【税法上の特典】

①掛金は全額所得控除掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(一年以内の前納掛金も控除できる。)

②共済金は退職所得扱い又は公的年金の雑所得扱いお問合せは、当所(☎二二五五一)までお気軽にお電話下さい。

(金尾)

夢に挑戦・目指せ起業家 「創業塾」

日時 8/22(水)～10/24(水) 毎週水曜日 午後6時30分～午後9時30分 10回コース

場所 佐野商工会議所 3階大会議室

対象者 創業を予定される方 創業意欲がある方 経営を勉強したい方 など (主婦、サラリーマン、OL等で意欲のある方のご参加をお待ちしております。)

定員 40名 受講料 10,000円 (受講料5,000円・交流会費5,000円)

問合せ先: 経営支援課 ☎22-5511

新分野進出・新商品開発・経営革新を目指す皆様に 「経営革新塾」

日時 8/23(木)～10/25(木) 毎週木曜日 午後7時～午後9時30分 10回コース

場所 佐野商工会議所 3階大会議室

対象者 新たな事業展開を検討している方 新商品・新技術・新サービスを目指す方 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を目指す方 既存事業の底上げを目指す方 後継者を目指す方 など

定員 30名 受講料 10,000円 (受講料5,000円・交流会費5,000円)

問合せ先: 経営支援課 ☎22-5511

面接指導制度に関する相談会 (長時間労働者対応)

【相談内容】

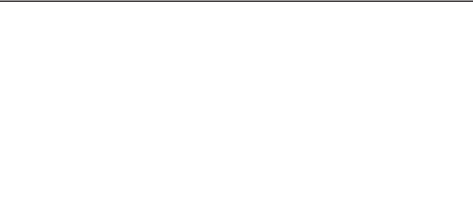
- 労働基準法・労働安全衛生法に関する労働時間等の相談
- 長時間労働者への面接指導制度の概要について
- 同制度の適切な運用に向けた企業の具体的な対応策等について

【日時等】
毎月第2・4木曜日 午前9時～正午

【場所】
佐野商工会議所 会議室

【相談員】
社会保険労務士 田村桂介氏

※事前に申込み、予約をお願いします。



面接指導制度に関する相談会の様子。田村専務理事が挨拶後、座長となり議事を進行、平成十九年度栃木県商工会議所小規模企業振興委員研究会集会について、面接指導制度に関する個別相談会につ